

# 子育て世帯臨時特例給付金の申請を忘れずに

## ○子育て世帯臨時特例給付金とは

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率の引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施されるものです。

## ○支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給されるかた

※特例給付（児童を養育している方の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童1人あたり月額5,000円を支給しているもの）を受給されるかたは、対象となりません。

※公務員のかたは勤務先から案内がありますので、住民基本台帳を登録している市町村へ申請してください。

## ○受付期間

6月10日（水）～12月10日（木）

## ○提出先

役場町民福祉課、総合管理課（指江庁舎）

## ○手続きに必要なもの

- ・申請書（児童手当の現況届と併せて郵送します）
- ・申請者のかたの本人確認書類（運転免許証、旅券等）
- ・印鑑
- ・通帳の写し（児童手当振込口座以外へ振込を希望する場合）

## ○問い合わせ先

役場町民福祉課児童福祉係 ☎（86）1157 [直通]



# 長島町耐震改修促進計画を策定しました

町では、安心・安全なまちづくりを推進するため、新耐震基準施行前（昭和56年5月以前）に建築された既存建築物の地震に対する安全性向上を計画的に促進していくこと、住宅・建築物の耐震化促進により、地震による死傷者数・経済被害を最小限に抑えることを目的として、「長島町耐震改修促進計画」を策定しました。また耐震改修工事には税制優遇、融資制度の特例措置があります。



## ○計画期間

平成27年度から平成32年度までの6年間

## ○対象

- ①住宅  
戸建て住宅、長屋、共同住宅を含む全ての住宅
- ②特定既存耐震不適格建築物
  - a. 多数の者が利用する建築物
  - b. 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物
  - c. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物
- ③町有建築物  
住宅及び多数の者が利用する建築物、防災拠点施設（庁舎、消防施設、小・中学校、公民館など）の建築物  
詳しくはホームページをご覧ください。

## ○問い合わせ先

役場景観推進課建設係  
☎（86）1136 [直通]